

# 令和4年5月 建設工事に係る入札制度の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る低入札価格調査制度について、次のとおり見直しを行い、**令和4年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施します**ので、お知らせします。

## I 低入札価格調査制度

### 1 調査基準価格の算定方法の変更

現 行	変 更 後
調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分の7.5 から10分の9.2の範囲内（10万円単位）	調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の10分の7.5 から10分の9.2の範囲内（10万円単位）
(1) 直接工事費 × 97%	(1) 直接工事費 × 97%
(2) 共通仮設費 × 90%	(2) 共通仮設費 × 90%
(3) 現場管理費 × 90%	(3) 現場管理費 × 90%
(4) 一般管理費等 × <u>55%</u>	(4) 一般管理費等 × <b>68%</b>

なお、建築工事（岡山県建築工事積算基準<sup>※注1</sup>による工事）については、上記表中の直接工事費は、発注者の見積参考資料における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）を引いた額とし、上記表中の現場管理費は、発注者の見積参考資料における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

### 2 調査の方針<sup>※注2</sup>の見直し

現 行	変 更 後
直接工事費の92%以上	直接工事費の92%以上
共通仮設費の85%以上	共通仮設費の85%以上
現場管理費の85%以上	現場管理費の85%以上
一般管理費等の50%以上	一般管理費等の <b>63%</b> 以上

全ての工事について、入札価格の内訳のいずれかの経費が上記の表に示す各経費の率を下回る場合、または入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とします。

なお、建築工事（岡山県建築工事積算基準<sup>※注1</sup>による工事）については、次のとおりとします。

- ・ 上記表中の直接工事費は、入札価格の内訳書及び発注者の見積参考資料における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）をそれぞれ引いた額とします。
- ・ 上記表中の現場管理費は、入札価格の内訳書及び発注者の見積参考資料における現場管理費に現場管理費相当額をそれぞれ加えた額とします。

注1： 「岡山県建築工事積算基準」については、建築営繕課ホームページに掲載しています。

注2： 調査の方針：「岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書等の調査の方針」（別添参照）

次頁へ続きます。

## Ⅱ 最低制限価格制度

令和4年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから、最低制限価格の設定水準を見直します。

岡山県 技術管理課 又は建築営繕課 ホームページへのアクセス方法  
県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>)から → 画面左上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」又は「建築営繕課」をクリック

### 【問合せ先】

入札・契約制度の見直しについて  
土木部技術管理課技術指導班  
TEL 086-226-7483

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。  
なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の額は、発注者の見積参考資料における共通仮設費の額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における現場管理費の額は、発注者の見積参考資料における現場管理費の額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の6.3%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき岡山県建築工事積算基準により調査基準価格を算定した場合)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項及び第4条第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。  
なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額から入札価格の内訳書における直接工事費の額に10分の1を乗じた額を減じた額は、発注設計図書に添付の参考内訳（以下「参考内訳」という。）における直接工事費の額から参考内訳における直接工事費の額に10分の1を乗じた額を減じた額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、参考内訳に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の額は、参考内訳における共通仮設費の額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における現場管理費の額に入札価格の内訳書における直接工事費の額に10分の1を乗じた額を加えた額は、参考内訳における現場管理費の額に参考内訳における直接工事費の額に10分の1を乗じた額を加えた額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、参考内訳における一般管理費等の額の**6.3%**（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1(Ⅰ)に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。なお、調査に協力しない者(契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。)については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)に3分の2を乗じて得た額(円未満切上げ)を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料(工事内訳表)に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
(別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。)

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
(別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。)

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費(共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。)の合計額は、発注者の見積参考資料における間接労務費及び共通仮設費の合計額の85%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費及び現場管理費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費及び現場管理費の合計額の85%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の**6.3%**(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の金額の合計(消費税額及び地方消費税の額を除く。)と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1(Ⅱ)に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。なお、調査に協力しない者(契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。)については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)に3分の2を乗じて得た額(円未満切上げ)を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料(工事内訳表)に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
(別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。)

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
(別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。)

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費(共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。)の合計額は、発注者の見積参考資料における間接労務費及び共通仮設費の合計額の85%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費及び現場管理費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費及び現場管理費の合計額の85%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の6.3%(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計(消費税額及び地方消費税の額を除く。)と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1(Ⅲ)に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条  
件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと  
判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調  
査条件⑩の調査内容に適合した工事が履行されないおそれがあるものとは、調査  
条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。なお、調査に協力しない者(契約担  
当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。)につい  
ては、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱  
うものとする。

### 項目1：入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)に3分の  
2を乗じて得た額(円未満切上げ)を下回っていないこと。

### 項目2：直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接製作費及び直接工事費の合計額は、発注  
者の見積参考資料における直接製作費及び直接工事費の合計額の92%  
(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料(工事内訳表)に計上されている数量と  
同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
(別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場  
合には見積の相手方に確認を行う。)

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
(別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。)

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3：共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費(共通仮設費率に  
よる計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。)の合計額は、発注者  
の見積参考資料における間接労務費と共通仮設費の合計額の85%  
(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目2：直接工事費③～⑥に同じ。

### 項目4：現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設  
計技術費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費、現場  
管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の85%  
(円未満切上げ)以上の金額となっていること。

### 項目5：一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料  
における一般管理費等の額の6.3%  
(円未満切上げ)以上の金額となっ  
ていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計  
(消費税額及び地方消費税の額を除く。)と入札書に記載された金額が一致しない場合  
は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1(IV)に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等調査を行う場合には、以下項目について十分調査し、満足できない調査条  
件がある場合は、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと  
判断する。また、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件  
⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、  
「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査  
条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。なお、調査に協力しない者（契  
約担当者）が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。  
（契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ）があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接製作費及び直接工事費の合計額は、発注者の見積参考資料における直接製作費及び直接工事費の合計額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の合計額は、発注者の見積参考資料における間接労務費及び共通仮設費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目2：直接工事費 ③～⑥に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の6.3%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする





## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1 (VI) に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接製作費及び直接工事費の合計額は、発注者の見積参考資料における直接製作費及び直接工事費の合計額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていること。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の合計額は、発注者の見積参考資料における間接労務費及び共通仮設費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目2：直接工事費 ③～⑥に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費、現場管理費及び機器間接費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の6.3%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

ただし、発注者の見積参考資料において直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等の内訳が明らかでない機器単体費（以下「当該機器単体費」という。）がある場合、項目2、項目3、項目4、項目5において、当該機器単体費は次のとおり取り扱うものとする。

- ・項目2：「直接製作費に、当該機器単体費に10分の6を乗じた額を加える」
- ・項目3：「間接労務費に、当該機器単体費に10分の1を乗じた額を加える」
- ・項目4：「工場管理費に、当該機器単体費に10分の2を乗じた額を加える」
- ・項目5：「一般管理費等に、当該機器単体費に10分の1を乗じた額を加える」

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第2号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合【別表1(Ⅶ)に該当する工事】)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項、第3項及び第4条第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨、調査条件⑩の調査条件から行うものとし、当該調査条件のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該調査条件以外の調査条件の調査は行わないものとする。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1：入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2：直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書における直接工事費の額は、発注者の見積参考資料における直接工事費の額の92%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていること。

### 項目3：共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書における間接労務費及び共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）の合計額は、発注者の見積参考資料における間接労務費及び共通仮設費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、項目2：直接工事費③～⑥に同じ。

### 項目4：現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書における工場管理費及び現場管理費の合計額は、発注者の見積参考資料における工場管理費及び現場管理費の合計額の85%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

### 項目5：一般管理費等

調査条件⑩ 入札価格の内訳書における一般管理費等の額は、発注者の見積参考資料における一般管理費等の額の6.3%（円未満切上げ）以上の金額となっていること。

ただし、発注者の見積参考資料において直接工事費、間接労務費、工場管理費の内訳が明らかでない鉄塔製作費（以下「当該鉄塔製作費」という。）がある場合、項目2、項目3、項目4において、当該鉄塔製作費は次のとおり取り扱うものとする。

- ・項目2：「直接工事費に、当該鉄塔製作費に10分の6を乗じた額を加える」
- ・項目3：「間接労務費に、当該鉄塔製作費に10分の3を乗じた額を加える」
- ・項目4：「工場管理費に、当該鉄塔製作費に10分の1を乗じた額を加える」

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書における項目2、項目3、項目4、項目5の額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

**岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における  
入札価格の内訳書等の調査の方針**  
(要領第3条第1項第3号の規定により調査基準価格を算定した場合)

**基本方針**

低入札価格調査実施要領第6条第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①の調査条件から調査を行うものとし、当該調査条件を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、その他の調査条件の調査は行わない。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

**調査項目**

**調査条件①** 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

**調査条件②** 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。（ただし、建築工事の数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。）

**調査条件③** 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

**調査条件④** 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

**調査条件⑤** 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

**【内訳書作成上の注意事項】**

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。